令和３年７月９日

被災者の皆様

三原市　資産税課

建物の被害調査について（お願い）

梅雨前線による豪雨により，三原市でも被害が発生しています。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

市では被災（）証明書交付のための建物の被害調査を行います。

この被害調査の前に，建物の撤去や修繕工事を実施する場合は，後日の被害認定ができるように，被害状況の写真を出来るだけ多く撮影していただき，保管しておいてください。また，工事に係る業者の見積書や領収書などの保管もお願いします。

被災（罹災）証明書の交付につきましては，危機管理課までお問い合わせください。

**【写真撮影の例】**

●浸水の深さ　　　　　　　　　　　　　　　　　●地盤の流出，陥没等

　　　　　　　　　　

**浸水の高さ**

**を示す痕跡**

**※深さが分かるよう，目盛の拡大写真もお願いします。**

※写真の出典先　　内閣府（防災担当）のホームページ

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

**※床上浸水の場合は，必ず浸水の深さが分かる写真を撮影してください。**

お問い合わせ先　●被害調査に関すること　　　　　三原市資産税課 （電話0848-67-6032）

●被災（罹災）証明に関すること 　〃　危機管理課（電話0848-67-6066）